

防経施第13300号  
25.10.1

経理装備局会計課長  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛医科大学校事務局経理部経理課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
海上幕僚監部総務部経理課長 殿  
航空幕僚監部総務部会計課長  
情報本部総務部会計課長  
技術研究本部総務部会計課長  
装備施設本部施設計画課長  
防衛監察本部総務課長  
各地方防衛局総務部長

経理装備局施設整備課長  
(公印省略)

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等に関する  
契約の取扱いについて（通知）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）が平成24年8月22日に公布され、消費税及び地方消費税の税率の改正の一部が平成26年4月1日から施行されることとされている。

これにより、平成26年4月1日以後に国内において事業者が行う課税資産の譲渡等に、改正後の税率による消費税及び地方消費税（消費税と地方消費税とを合わせた税率は8パーセント）が課されることとされているところであるが、平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事の請負に係る契約等に基づき、平成26年4月1日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合は、当該課税資産の譲渡等については改正前の税率（消費税の税率は4パーセント、地方消費税の税率は1パーセント）が適用されることとされたところである。

また、平成25年10月1日以後に契約を締結する工事の請負に係る契約等であって、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合は、改正後の税率による消費税及び地方消費税が課されることとされたところである。

については、建設工事等（建設工事に付随する測量等の調査、設計及び監理その他の業務を含む。以下同じ。）に係る契約の適正な執行を図るため、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきを期するとともに、請負者等に対する周知にも留意されたい。

## 記

### 第1 建設工事等の契約の取扱いに関する基本的方針

平成26年4月1日（以下「施行日」という。）以後に契約を締結する建設工事等の取扱いに関する基本的方針は、次のとおりとする。

#### （1）予定価格の決定

予定価格は、消費税及び地方消費税分を考慮して適正に定めるものとする。

#### （2）入札等の方法

入札等に当たっては、次の方法によるものとする。

ア 入札公告、入札説明書又は指名通知書に「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。」の文言を明記し、入札参加者にその旨を周知するものとする。

イ 入札に当たっては、入札書に入札参加者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載させるものとする。

ウ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条に規定する「予定価格を記載し、又は記録した書面」には、予定価格が記載された行の下に入札書に記載された金額と比較する価格を「入札書比較価格〇〇〇円」として記載するものとする。

エ 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするものとする。

なお、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項の「価格」は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

- (3) 随意契約による場合には、(1) 及び (2) の方法に準じた方法によるものとする。

## 第2 経過的な建設工事等の契約の取扱いに関する方針

- 1 平成25年度国庫債務負担行為に基づく契約に係る建設工事等で、平成25年10月1日（以下「指定日」という。）以後に契約を締結するものの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 予定価格の決定

第1の(1)によるものとする。

(2) 入札等の方法

第1の(2)及び(3)によるものとする。

(3) 前金払及び部分払の取扱い

平成25年度における前金払及び部分払には、消費税及び地方消費税の税率の改正による消費税及び地方消費税の増加分を含まないものとする。

(4) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税及び地方消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。

- 2 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に基づく契約に係る建設工事等については、第2の1と同様に取り扱うものとする。

- 3 指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引渡し予定の建設工事等で、指定日以後に行われる設計変更に伴い請負代金額又は業務委託料（以下「請負代金額等」という。）を増額する場合の当該増額分については、当該設計変更の時期に応じ、第1又は第2の1の規定に準じて取り扱うものとする。

- 4 指定日以後、施行日の前日までに契約を締結し、施行日の前日までに引渡し予定の建設工事等で、遅延により引渡しが行われるもの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 消費税及び地方消費税の税率の改正による消費税及び地方消費税の増額分の負担

工期、履行期間又は委託期間（以下「工期等」という。）の延長が建設工事等の契約書に定める設計図書の変更、天災等であって受注者の責めに帰すことができない事由によりなされる場合は、消費税及び地方消費税の税率の改正による消費税及び地方消費税の増額分（免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税及び地方消費税の税率の改正による消費税及び地方消費税の増額相当分）につき請負代金額等を変更するものとする。

(2) 請負代金額等の変更額

受注者と協議するための請負代金額等の変更額の積算は、次によるものとする。

ア 受注者が課税事業者の場合は、消費税及び地方消費税の税率の改正による消費税及び地方消費税の増加額分は、請負代金額等から取引に係る消費税額及び地方消費税額を除いた金額に100分の3を乗じて得た額とする。

イ 受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税及び地方消費税の税率の改正による消費税及び地方消費税の増加額相当分は、施行日以後の仕入れ相当額から仕入れに係る消費税額及び地方消費税額を除いた金額に100分の3を乗じて得た額とする。

(3) 課税事業者と免税事業者の確認方法

受注者が課税事業者であるか又は免税事業者であるかの旨（予定を含む。）の確認は、受注者の届出書及びこれの説明資料によるものとする。

(4) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税及び地方消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。

(5) 請負代金額等の変更の時期

請負代金額等の変更は、工期等を延長するときに行うものとする。

5 指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に建設工事等の目的物又は成果物が引き渡される建設工事等で、受注者が免税事業者の場合は、施行日以後の仕入れに係る消費税及び地方消費税の税率の改正による消費税及び地方消費税の増加額相当分につき請負代金額等を変更するものとする。

6 1から5までの規定により難い特別の事情があるものの取扱いについては、施設整備課長と別途協議するものとする。